

## 富士見市下水道指定工事店の指定手続きについて（新規）

### 1. 申請書関係

- 下水道指定工事店指定申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第1号の2）
- 営業所又は店舗の平面図及び写真並びに付近の見取図（様式第1号の3）
- 選任責任技術者名簿（様式第2号）

### 2. 添付書類関係

- 申請者（法人の場合は代表者）の住民票の写し及び履歴書
- 商業登記簿謄本及び定款の写し（法人の場合）
- 営業所又は店舗の外観・事務所内の写真
- 工事の施工に必要な設備及び機材の一覧表及び写真
- 選任責任技術者名簿の添付書類、1及び2

### 3. 手数料関係

下水道指定工事店指定手数料（1件につき） 15,000円

（手数料は下水道指定工事店指定申請書提出時に納付していただきます。銀行の営業時間の関係で午後3時までに来庁してください。）

\*住民票の写しは、申請日前の6ヶ月以内に発行されたもの。

申請者の履歴書には、写真（申請日前6ヶ月以内に無帽で写したもの）を添付すること。

### ＜問合せ先＞

富士見市建設部下水道課排水設備担当

電話 049-257-8922

FAX 049-251-2726

様式第1号(第4条、第6条関係)

下水道指定工事店指定申請書(新規・継続)

令和 年 月 日

(宛先)富士見市長

ふりがな  
商 号  
代表者住所  
ふりがな  
氏 名  
電 話

富士見市下水道指定工事店として指定を受けたいので、富士見市下水道指定工事店  
規則 第4条 の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。  
第6条

記

指定区分	新規指定・継続指定(指定番号 第 号)
営業所所在地	電話
添付書類	1 申請者(法人の場合は代表者)の住民票の写し及び履歴書 2 誓約書(様式第1号の2) 3 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し 4 営業所又は店舗の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第1号の3) 5 選任責任技術者名簿(様式第2号) 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

様式第1号の2 (第4条、第6条関係)

誓 約 書

富士見市下水道指定工事店申請者(法人の場合は代表者)及びその役員は、第3条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

商 号  
営業所所在地  
代表者氏名  
電 話

(宛先)富士見市長

様式第1号の3（第4条、第6条関係）

営業所又は店舗の平面図及び写真並びに付近見取図

平面図	面積	平方メートル
付近見取図	線	駅下車 バス・徒歩 分

- 注 1. 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
2. 付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。  
3. 営業所又は店舗の外部及び内部がわかる写真を添付すること

様式第2号(第4条関係)

選任責任技術者名簿(新規・解除)

令和 年 月 日

(あて先) 富士見市長

指 定 番 号 第 号  
商 号  
営業所所在地  
代表者氏名  
電 話

ふりがな 選任者氏名	住 所	登録番号	摘要
		第 号	
		第 号	
添付書類		1 責任技術者証の写し 2 選任を確認できるものとして、次の各号のいずれかに該当する書類 (1) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し (2) 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し (3) その他雇用を証明できるもの	

注 選任解除の場合は、名簿を別葉にするとともに、責任技術者証は原本を提示すること。